

人権教育を取り巻く諸情勢について

～人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]策定以降の補足資料～

初等中等教育局児童生徒課

1 はじめに

部落差別やヘイトスピーチ、インターネット上の誹謗中傷、北朝鮮当局による拉致問題、アイヌの人々やハンセン病患者・元患者・その御家族、新型コロナウイルス感染症の感染者や医療従事者等への偏見・差別など、社会には様々な人権問題が生じています。

こうした偏見・差別などの人権問題を解消し、すべての人々の人権が尊重される社会を実現するためには、人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育が必要不可欠です。

この度、学校において人権教育を実践する際の参考資料を作成・公表しましたので、その概要を説明します。

2 学校における人権教育とその手引き (第三次とりまとめ)

学校における人権教育は、憲法や教育基本法の精神にのっとり、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」や「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、児童生徒の発達段階や地域の実情を踏まえ、学校教育活動全体を通じて行うものとされています。人権教育は、人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を図り、自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識や意欲、態度を養い、そのための実践行動が出来るようになることを目指す教育活動です。

学校での人権教育に際しては、平成20年3月に策定された人権教育の手引きである「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」（人権教育の指導方法等に関する調査研究会議。以下「第三次とりまとめ」という）を活用いただきながら、各学校において様々な実践が行われています。

3 第三次とりまとめ 補足資料の作成・公表

第三次とりまとめは全国の学校・教育委員会において幅広

く活用されていますが、策定されてから10年以上が経過しており、その間、学習指導要領の改訂や学校における働き方改革などが行われ、また、個別的人権課題に関する立法措置が相次いで講じられるなど、学校や人権を取り巻く社会情勢が大きく変化しています。

このため、第三次とりまとめ策定後の社会情勢の変化を踏まえ、第三次とりまとめを補足する参考資料として、「人権教育を取り巻く諸情勢について～人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]策定以降の補足資料～」（学校教育における人権教育調査研究協力者会議。以下「第三次とりまとめ補足資料」という）を令和3年3月に作成し、教育委員会などを通じて学校現場に周知するとともに、文部科学省ホームページにも掲載しました (https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/128/report.htm)。

教育委員会での人権教育の推進方策を検討される際や、学校で人権教育を実践される際、教科指導や生徒指導、学級経営や学校づくりに関する教職員研修の際など、様々な場でご活用ください。

4 第三次とりまとめ 補足資料の構成

第三次とりまとめ補足資料は、以下のような構成となっています。

はじめに

I. 学校における人権教育の推進

1. 人権教育の重要性
2. 人権教育の総合的な推進
 - (1) 人権教育の充実を目指した教育課程の編成
 - ① 社会に開かれた教育課程の実現
 - ② カリキュラム・マネジメントの推進
 - ③ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
 - (2) 人権尊重の理念に立った生徒指導

(3) 人権尊重の視点に立った学級経営や学校づくり

II. 人権教育をめぐる社会情勢

1. 国際社会の主な動向

2. 国内の個別的な人権課題の主な動向

(1) 子供の人権

- ①いじめ
- ②不登校
- ③児童虐待等

(2) 子供以外の個別的な人権課題

- ①北朝鮮当局による拉致問題等の個別的な人権課題への追加
- ②「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の制定
- ③「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の制定
- ④「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の制定
- ⑤「再犯の防止等の推進に関する法律」の制定
- ⑥「部落差別の解消の推進に関する法律」の制定
- ⑦インターネット上の誹謗中傷への対応
- ⑧「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」の制定
- ⑨ハンセン病家族国家賠償請求訴訟判決の受入れ
- ⑩新型コロナウイルス感染症による偏見・差別への対応

また、以下の資料も収録しています。

- ・新学習指導要領における人権教育の主な関係記述の例
- ・人権教育研究推進事業等における個別的な人権課題の実践事例
- ・「国際社会の主な動向」関係資料
- ・「国内の個別的な人権課題の主な動向」関係資料（法律等、関係通知）

次に、本文の概略を説明します。

5

第三次とりまとめ補足資料の概略① （「I. 学校における人権教育の推進」）

「I. 学校における人権教育の推進」では、新学習指導要領や GIGA スクール構想、生徒指導提要、学校の働き方

改革や組織的な取組などについて、第三次とりまとめとの関係性を記載しています。

「1. 人権教育の重要性」では、人権教育の意義や概念、国民の意識や社会情勢の変化に伴い、人権教育の重要性がさらに高まっていることを記載しています。

「2. 人権教育の総合的な推進」では、人権教育と教育課程や生徒指導、学級経営や学校づくりについて、学校制度の改革を中心に、第三次とりまとめとの関係性を記載しています。

「(1) 人権教育の充実を目指した教育課程の編成」では、新学習指導要領の内容を踏まえ、教育課程の中で、人権教育を適切に位置付け、普段の授業の中でも人権を意識し、人権教育を進めていくことが必要であることや、①社会に開かれた教育課程の実現、②カリキュラム・マネジメントの推進、③主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善について、第三次とりまとめとの関係性を記載しています。また、GIGA スクール構想で整備される ICT 機器の利点を活かした学習により、第三次とりまとめで示している「協力的な学習」、「参加的な学習」、「体験的な学習」といった学習方法を更に深めることが可能となることを記載しています。

「(2) 人権尊重の理念に立った生徒指導」では、人権教育でも生徒指導の果たすべき役割が大きいことや、生徒指導提要における第三次とりまとめとの共通点を具体的に示しながら、人権教育と生徒指導には密接な関係があることや、相乗効果を図っていくことが必要であることを記載しています。

「(3) 人権教育の視点に立った学級経営や学校づくり」では、人権教育の推進を図る上で、教育の場である学校が、人権が尊重され、安心して過ごせる場でなければならない（正規の教育課程と並ぶ「隠れたカリキュラム」）ことや、人権教育を行う上で理想的な学校・学級をつくるためには、その担い手となる教職員が長時間勤務の中で疲弊している状況では難しく、人権教育を推進する上でも働き方改革を進める必要があり、ミドルリーダーの活用などにより、組織的な取組の更なる推進が見込まれることを記載しています。

6

第三次とりまとめ補足資料の概略② （「II. 人権をめぐる社会情勢」）

「II. 人権をめぐる社会情勢」では、国際社会や国内の個別的な人権課題について、第三次とりまとめ策定後の主な動向を記載しています。

「1. 国際社会の主な動向」では、「人権教育のための世界計画」や「人権教育及び研修に関する国連宣言」、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（この中にSDGsが含まれています。）について記載しています。

「2. 国内の個別的な人権課題の主な動向」では、個別の立法措置などを中心に記載しています。

「(1) 子供の人権」では、いじめや不登校、児童虐待等について「いじめ防止対策推進法」や「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が制定されたこと、「児童福祉法」や「児童虐待の防止等に関する法律」などが改正され、対策の強化や子供の有する権利が明確化されたことなどを記載しています。

「(2) 子供以外の個別的な人権課題」では、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「再犯の防止等の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」など、人権に関する様々な法律が制定されたことや、北朝鮮当局による拉致問題等、インターネット上の誹謗中傷、ハンセン病家族国家賠償請求訴訟判決の受入れ、新型コロナウイルス感染症による偏見・差別への対応について記載しています。

在したことを重く受け止め、国民は何人に対しても不当な差別的取扱い等を行ってはならないことを明確にし、悪質な差別的取扱い等を行った者には法的責任が問われ得ること等も含めて周知（を徹底）するとともに、不当な差別的取扱い等を受けた者に対する相談支援体制の整備など、万全の措置を講ずること」という附帯決議もなされています。新型コロナウイルス感染症を含め、様々な人権課題から生ずるいわれなき偏見・差別を解消するためには、人権教育の果たすべき役割や期待される役割は大きいところです。学校・教育委員会においては、第三次とりまとめや今回紹介した補足資料などを活用し、人権教育をこれまで以上一層、充実させていきたいと思います。

人権教育を取り巻く諸情勢について（令和3年3月）
～人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕策定以降の補足資料～

本資料のコンセプト・活用方法

本資料は、学校における人権教育の手引きである「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」（平成20年3月）策定後の**学校制度の改革や、国内外の人権教育をめぐる社会情勢の変化について、第三次とりまとめとの関係性を補足するものとして作成したものです。教育委員会や学校現場の人権教育担当者向けの資料**となっていますので、**教育委員会や学校現場で人権教育の内容を検討される際、第三次とりまとめと併せてご活用ください。**

本資料の構成・内容

はじめに
I. 学校における人権教育の推進
1. 人権教育の重要性
2. 人権教育の総合的な推進
(1) 人権教育の充実を目指した教育課程の編成
人権教育と新学習指導要領（社会に開かれた教育課程の実現、カリキュラム・マネジメントの推進、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善）やGIGAスクール構想について、第三次とりまとめとの関係性を記載。
(2) 人権尊重の理念に立った生徒指導
人権教育と生徒指導要領などについて、第三次とりまとめとの関係性を記載。
(3) 人権尊重の視点に立った学校経営や学校づくり
人権教育と学校の働き方改革や組織的な取組について、第三次とりまとめとの関係性を記載。
II. 人権教育をめぐる社会情勢
1. 国際社会の主な動向
第三次とりまとめ策定後の主な動向（人権教育のための世界計画、人権教育及び研修に関する国連宣言、SDGs）を記載。
2. 国内の個別的な人権課題の主な動向
(1) 子供の人権
第三次とりまとめ策定後の主な動向（いじめ、不登校、児童虐待等に関する立法措置等）を記載。
(2) 子供以外の個別的な人権課題
第三次とりまとめ策定後の主な動向（北朝鮮当局による拉致問題、障害者虐待、障害を理由とする差別、ヘイトスピーチ、再犯防止、部落差別、インターネット上の誹謗中傷、アイヌの人々、ハンセン病、新型コロナウイルス感染症に関する立法措置等）を記載。
参考資料 学習指導要領における主な関係記述の例、人権教育の実践事例、法律等の抜粋や関係文書、通知等を収録。

（参考）補足資料の記載と第三次とりまとめの内容との対応関係

補足資料	第三次とりまとめ
はじめに	指導等の在り方編第1章1. (1)
I. 学校における人権教育の推進	—
1. 人権教育の重要性	指導等の在り方編第1章
2. 人権教育の総合的な推進	指導等の在り方編第2章、実践編
(1) 人権教育の充実を目指した教育課程の編成	指導等の在り方編第1章1.、第2章第1節1.
①社会に開かれた教育課程の実現	指導等の在り方編第1章2. (1)、第2章第1節3.
②カリキュラム・マネジメントの推進	指導等の在り方編第2章第1節1.、2.
③主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善	指導等の在り方編第1章1. 【参考】、第2章第2節3.
(2) 人権尊重の理念に立った生徒指導	指導等の在り方編第2章第1節1. (3)
(3) 人権尊重の視点に立った学級経営や学校づくり	指導等の在り方編第1章2. (2) 【参考】、第2章第1節1. (4)、第1節2.
II. 人権教育をめぐる社会情勢	
1. 国際社会の主な動向	
2. 国内の個別的な人権課題の主な動向	
(1) 子供の人権	実践編～個別的な人権課題に対する取組～
①～③	
(2) 子供以外の個別的な人権課題	
①～⑩	

7 おわりに

現在もなお、新型コロナウイルス感染症の影響が続いていますが、これに起因する偏見・差別を防止するため、令和3年2月に改正された「新型インフルエンザ等対策特別措置法」には、偏見・差別の防止についての規定が設けられました。国会審議においては、「国及び地方公共団体は、かつてハンセン病や後天性免疫不全症候群等の患者等に対するいわれなき差別や偏見が存